

SERVICE GRANT

特定非営利活動法人 サービスグラント

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人サービスグラント（以下「法人」という。）の理事ならびに監事（以下「役員」という）に支給する報酬の取り扱いに関する事項について定めるものである。

(報酬の体系)

第2条 役員に支給する報酬は、常勤・非常勤の役員とも、役員報酬のみとし、手当等、他の給与は原則として支給しない。ただし、使用人兼務役員については、従業員分の給与とあわせて支給することがある。

2. 前項の規定に関わらず、通勤に要する定期乗車券または乗車券等の通勤費については、別に定める経費精算規程にもとづき、実費を精算する。

(決定方法)

第3条 役員に支給する報酬の新設、変更は、法人の総会において決議する。

2. 前項の規定に関わらず、役員の退任による報酬の支払停止、報酬ありから報酬なしへの支払条件の変更については、理事長の裁決により決定することができる。

(報酬の基準額)

第4条 使用人兼務役員に支給する従業員分給与は、原則として従業員のうち最高額の給与（諸手当を含む基準内賃金）と同額（1万円未満は四捨五入）またはそれ以下とする。

2. 役員賞与、役員退職慰労金等は支給しない。

(役位変更等の場合の報酬の取り扱い)

第5条 計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の報酬は日割計算等を行わず、1ヵ月分を支給する。

(長期欠勤者の報酬)

第6条 病気療養等のため、やむを得ない事情で長期欠勤中の役員は、原則としてその任期中の従前の額とし、任期満了の時点で減額改定する。

(報酬の改定)

第7条 各役員は功労を評価して、報酬の改定を行うことがある。

2. 前項の評価・改定は原則として毎年1回、決算期の3ヵ月後の月に実施する。

(計算期間並びに支給日)

第8条 役員に毎月支給する報酬の計算期間は毎月1日から末日迄とする。

2. 役員への報酬（使用人兼務役員の使用人部分給与を含む）の支給日は毎月25日とする。ただし、25日が金融機関の休日に当たるときは、前日に繰り上げて支払う。

(控除金)

第9条 役員に支給する報酬から、法人は、源泉所得税、住民税、社会保険料等を控除する。

(付則)

1. この規程は、平成25年6月3日から実施する。

**SERVICE
GRANT**
認定NPO法人 サービスグラント

給 与 規 程

第 1 章 総 則

(定義)

第 1 条 この規程は、就業規則第 27 条に基づき、従業員の給与および賞与に関する事項を定めるものである。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、就業規則第 2 条に定める従業員に適用する。また、嘱託社員、契約社員、およびパートタイマーまたはアルバイト等臨時に採用された者の給与に関する項目は、個別に定める他、特定の定めをした場合を除き、この規程を準用する。

(支払形態)

第 3 条 給与は日給月給制とする。

2. 前項にかかわらず、パートタイマーあるいはアルバイト等臨時に採用された者については時給とし個別に定める。

第 2 章 給 与

(給与項目)

第 4 条 給与は以下の項目よりなる。

- (1) 基本給
- (2) 時間外勤務手当
- (3) 休日勤務手当
- (4) 夜間勤務手当
- (5) 休業手当
- (6) 特別手当

(基本給)

第 5 条 基本給は各人の能力・経験等をもとに、個別に決定する。

(給与の計算期間および支払日)

第 6 条 給与の計算期間は、毎月 1 日から末日までの 1 ヶ月とし、毎月末日に締切り、当月 25 日に支払う。ただし、給与支払日が金融機関の休日に当たるときは、前日に繰り上げて支払う。

2. 前項にかかわらず、日給または時給による者については、毎月 1 日から末日までの 1 ヶ月を給与の計算期間とし、毎月末日に締切り、翌月 25 日に支払う。ただし、給与支払日が金融機関の休

日に当たるときは、前日に繰り上げて支払う。

(給与の支払方法)

第7条 給与は、従業員の指定する本人名義の銀行口座に振り込む。

(給与の控除)

第8条 次の各号に該当するものは、給与支払の際にその額を控除する。

- (1) 源泉所得税、住民税
- (2) 健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料
- (3) あらかじめ従業員より申し出があるか、または協定により法人が認めたもの。

(中途入社者、退職者及び復職者、休業者の給与計算)

第9条 給与計算の中途において入社、退職及び復職、休職した者についての給与の計算は、日割計算とし、給与計算期間中の在籍日数相当額を支給する。

(日割単価の計算)

第10条 日割単価は、次の算式により計算する。

$$\text{日割単価} = \text{基本給} \div 21.5$$

(時間単価の計算)

第11条 遅刻、早退等により控除を行う場合および時間外手当を算出する場合等の時間単価計算は次の算式による。

$$\text{時間単価} = \text{基本給} \div (21.5 \times 8)$$

(端数計算)

第12条 日割計算の算定に当たり1円未満の端数が生じたときは、各給与項目ごとにその端数を切り上げて計算する。

(年次有給休暇の取扱い)

第13条 従業員が、年次有給休暇を取得した場合には、通常の給与を支払う。

(基本給の決定)

第14条 基本給は、従業員の職務内容、勤務成績等を評価し決定する。

(昇給・給与改定)

第15条 昇給または給与の改定は、毎年1回を原則として1月1日に行う。

2. 昇給または給与の改定に関する査定期間は、毎年1月1日より9月末日までの9カ月間とし、査定期間内の勤務実績が8カ月以上ある者を対象とする。
3. 前項にかかわらず、成績等が特に優秀なもの、あるいはその他の事情により必要を認めたものについては、臨時に改定することがある。

第3章 手 当

(時間外勤務手当)

第16条 法定労働時間を超えて勤務した場合には、勤務1時間につき時間単価または時給額の25%を上乗せして支給する。ただし、管理監督する職務上の地位にある者については、時間外手当を支給しない。

(休日勤務手当)

第17条 休日勤務手当は、休日に勤務することを命じ、その勤務に服した従業員に支給する。ただし、1週につき1日の休日、あるいは4週を通じて4日の休日が確保されている場合は、この限りではない。

2. 休日勤務手当の額は、勤務1時間につき時間単価または時給額の35%を上乗せした額とする。
3. 前条に定める時間外勤務手当と休日勤務手当は併給しない。

(夜間勤務手当)

第18条 午後10時より午前5時まで勤務した場合には、勤務1時間につき時間単価または時給額の25%を上乗せして支給する。

(休業手当)

第19条 従業員が法人の責に帰すべき事由により休業した場合は、休業1日につき労働基準法第12条に規定する平均給与の100分の60を支給する。

(特別手当)

第20条 法人は、業務上必要と認めた場合は、特別手当を支給することがある。

第4章 賞与

(賞与の支給)

第21条 賞与は、法人の業績と個人の成績を勘案して支給する。但し、原則として入社後6ヵ月を経過しない者および支給日に在籍しない者については賞与を支給しない。

(支給時期)

第22条 支給時期は原則として6月および12月とする。但し、状況によっては支給時期を変更、もしくは支給しないことがある。

(各人の賞与の決定)

第23条 各人の賞与の決定については以下の各号に定める事項を勘案して行う。

- (1) 役職
- (2) 成績評価
- (3) その他特別の事項

第5章 報奨金

(報奨金の支給)

第24条 報奨金は、従業員による所定の行動を奨励する目的のために支給する。但し、原則として入社後6カ月を経過しない者および支給日に在籍しない者については報奨金を支給しない。

(支給時期)

第25条 支給時期は原則として9月とする。但し、状況によっては支給時期を変更、もしくは支給しないことがある。

(各人の報奨金の決定)

第26条 各人の報奨金の決定については以下の各号に定める事項を勘案して行う。

- (1) 講演・取材・視察対応等、法人の対外的情報発信への貢献
- (2) その他特別の事項

(付則)

1. この規程は、平成25年6月3日から実施する。
2. この規程を改廃する場合は、従業員代表者の意見を聞いて行う。
3. この規程の第4条及び第18条を変更し、平成28年6月30日から実施する。
4. この規定の第18条を変更し、令和元年6月1日から実施する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人サービスグラント	事業年度	令和2年10月1日～令和3年9月30日
-----	-------------------	------	---------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	96,000 円
受取寄付金	546,540 円
サービスグラントの提供を通じた NPO 等支援事業	656,430 円
企業・行政等との連携によるプロボノプログラムの運営事業	204,053,835 円
プロボノプログラムの運営を担う人材育成事業	231,147 円
プロボノの普及・広報・社会的制度化に関する事業	3,459,580 円
受取利息	668 円
雑収益	4,040,462 円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	213,084,662 円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		システム改修	令和2年10月1日～ 令和3年9月30日	397,236円	請求書に基づく
		東京ホームタウン 大学運営支援	令和3年3月25日	33,000円	請求書に基づく
		プログラム運営 支援業務	令和3年7月1日 ～ 令和3年9月30日	198,000円	請求書に基づく
		ロゴ製作費等	令和3年1月1日 ～ 令和3年9月30日	165,000円	請求書に基づく
		WEB チラシ制作費	令和2年12月1日 ～ 令和3年9月30日	1,730,591円	請求書に基づく
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	役員報酬	令和2年10月1日～ 令和3年9月30日	6,000,000円
			給与	令和2年10月1日～ 令和3年9月30日	4,819,132円
			給与	令和2年10月1日～ 令和3年9月30日	[Redacted]

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和2年 10月1日 ～令和3年9月30日	
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額	
24人	69,514,570円	

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人サービスグラント	チェック欄
-----	-------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の用途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉔	令和2年10月1日～令和3年9月30日	6人	0人	0%	0人	0%
㉕	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉖	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉗	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉘	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉙	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表 (第3表) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ

㉗ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人サービスグラント		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト (Freee) 使用	毎日	10年
仕訳日記帳	会計ソフト (Freee) 使用	毎日	10年
賃金台帳	給与計算ソフト (Freee) 使用	月1回	10年
固定資産台帳	会計ソフト (Freee) 使用 ルーズリーフ	年1回	10年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人サービスグラント	チェック欄					
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		✓					
イ							
項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・ 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人サービスグラント	チェック欄
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>		✓

<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</p>		同 意
		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 サービスグラント
-----	--------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人サービスグラント	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
1 イ ロ ハ 二	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/> 無 有・ <input type="radio"/> 無 有・ <input type="radio"/> 無 有・ <input type="radio"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ はい <input checked="" type="radio"/> いいえ